

前橋市

病児・病後児保育のご案内

～ 生後8週間から小学校3年生まで利用できます ～

子育てと就労の両立等を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、児童の健全な育成を図ることを目的として、児童が病気等で集団保育が困難であり、保護者が就労等の理由で家庭保育ができない時に、一時的に専用施設でお預かりします。

利用できる児童

生後8週間からおおむね9歳までの児童で、市内に住所を有する児童または市内の事業所に勤務する保護者の児童のうち、次のいずれかに該当する者。

- (1) 当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭保育を行うことが困難であること。
- (2) 病気の回復期にあるが集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難であること。

※お預かりできる病気の範囲は、感冒、消化不良症等、水痘等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患ですが、病状によりご利用になれないこともあります。

※1回の利用につき、連続して利用できる期間は、病気の治癒見込期間、または7日間のいずれか短い方の期間を限度とします。

利用までの流れ

病院受診 (事前)	お子さんの怪我、発熱等が発生したら、かかりつけ医等を受診して、診療情報提供書を作成してもらってください。
↓	
利用施設に予約 (事前)	原則として利用希望日の前日までに実施施設に電話又は直接予約をしてください。利用状況によっては利用できない場合がありますのでご承知おきください。
↓	
利用施設に 利用申込 (利用当日)	利用当日に直接実施施設へ利用申込書をあらかじめ記入し提出してください。 【必要な持ち物】 利用児童の健康保険証、福祉医療費受給資格者証、母子健康手帳（予防接種欄の写し）、利用日に必要分の薬と与薬指示書または処方内容のわかるもの ※生活保護世帯については、生活保護受給者証をお持ちください。 【必要書類】 ①前橋市病児・病後児保育利用申込書 ②診療情報提供書 ③利用時の病状連絡票 ④病児・病後児保育施設利用規約(兼)同意書（初回利用時のみ）
↓	
利用施設に支払 (利用当日)	利用時に直接、実施施設に利用料をお支払いください。

利用料

利用児童の世帯区分	利用児童1人当たりの利用料（日額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0 円
上記以外の世帯	2,000 円

※前橋市在住の市区町村住民税非課税世帯には補助制度があります。詳細は子育て施設課までお問い合わせください。

実施施設

※予約受付時間：開設日の午前10時から午後5時まで（当日受付は午前9時30分まで）
※利用キャンセルの場合は早めに必ずご連絡ください。キャンセル待ちの方が利用できます。

①「おひさまの家」 群馬県済生会前橋病院 病児・病後児保育施設

電話番号：027-252-6039

所在地	前橋市上新田町632-3
定員	1日 4名（利用者の状況により人数を制限する場合があります。）
利用時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後6時（保育時間の延長はできません） ※日曜日・祝日・年末年始はお休みです。

②「たんぽぽ」 前橋赤十字病院 病児・病後児保育施設

電話番号：027-225-5264

所在地	前橋市朝倉町389-1
定員	1日 4名（利用者の状況により人数を制限する場合があります。）
利用時間	月曜日～金曜日、第2・4土曜日 午前8時～午後6時 （保育時間の延長はできません） ※第1・3・5土曜日・日曜日・祝日・年末年始・創立記念日(3/23)はお休みです。

③「おれんじ」 かなざわ小児科クリニック 病児・病後児保育室

※平成31(2019)年5月下旬開設予定

所在地	前橋市幸塚町90-1
-----	------------

利用当日持参していただくもの（詳細については各施設にお問い合わせください）

- 着替え衣類（下着も含む）
- タオル2本以上
- 上下各2組（年齢やお子さんの状況に応じて増やす）
- （身体が汚れた場合に使用）
- お手ふき用タオル2本
- ビニール袋（スーパーのレジ袋）2～3枚
- お弁当
- おはし3点セット、コップ
- 飲み物（お茶、イオン水等）
- 午睡ふとん1組
- （年長～小学生はお子様の体調により） 等

※必要に応じて持参

- 哺乳瓶、マグマグ等
- 食事用エプロン（3歳未満児は必ず）
- おむつ（1日の必要枚数）
- おしりふき 等

※食事について

お子さまの症状やアレルギー等に応じて持参していただくことが望ましいですが、一般的な飲食が可能な場合で、希望があれば上記①②の施設では、提供することもできます。（有料）

注意事項

病児・病後児保育の利用の必要がなくなった場合や実施施設が行う保育上の指示に従わない場合は、利用を解除することがあります。

お問合せ先

前橋市役所福祉部子育て施設課施設指導係

027-220-5706